

季節労働者の方へ

離職前でも申込可!

資格取得促進事業のお知らせ

協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、協議会の指定する教育訓練を受講・修了し、又は資格検定試験に合格した場合、その受講に要した**経費の一部**を助成します。

※助成を受けるためには、事前に相談が必要です。相談を希望する方は、相談日時を調整いたしますので協議会事務局までご連絡ください。お問い合わせ先は裏面に記載しています。
(協議会に事前相談なく受講・修了した方は一部助成対象にはなりません。)

- 相談～終了まで: ①協議会で相談②対象の場合は申請書記入③承認後、直接教習先へ申込み、料金支払い
④受講・修了(試験に合格)⑤協議会へ修了証・領収書提出⑥後日、本人口座へ支払い⑦協議会へ状況届提出→終了

1 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ①北斗市・七飯町・森町・鹿部町に住所を登録されている季節労働者の方
②次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で、確認書類(写し)を提出できる方
(1)雇用保険の被保険者種類が**短期雇用特例被保険者**として雇用されている方又は離職予定の方
(2)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が**短期雇用特例被保険者**であった方(離職年月日が令和3年4月1日以降の方)
(3)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和3年4月1日以降の方)

2 助成対象となる指定教育訓練

雇用保険制度における厚生労働大臣が指定した教育訓練給付の教育訓練講座	
社会福祉関係	介護職員初任者研修
自動車免許関係	普通自動車(第二種)免許 中型自動車(第一種・第二種)免許 大型自動車(第一種・第二種)免許 大型特殊自動車免許・けん引免許
技能講習関係	ガス溶接技能講習 床上操作式クレーン運転技能講習

※上記資格は、対象教育訓練の一部ですので、詳細はお問い合わせください。

3 助成対象経費

※宿泊費・交通費、自動車免許の試験代等は対象外。他にも対象外経費あり。

受講料(教科書代含む)+入学料の10分の5以内で円単位で助成します。

1人13万円を限度とします。

助成額算出方法(割引なしの場合)

①北海道負担=助成対象経費×3/10(円未満切り捨て)1人10万円限度

②協議会負担=助成対象経費×2/10(円未満切り捨て)1人3万円限度

→①+②の合計額を助成します。

4 申込期限

令和4年12月21日(水)

5 募集人数

3名 ※人数に達した時点で、申込期間内でも募集を締切ります。

